

第7 無窓階の取扱い

政令第10条第1項第5号に規定する無窓階は、床面積に対する開口部の割合、開口部の位置（床面からの高さ及び空地）及び開口部の構造により決定する。

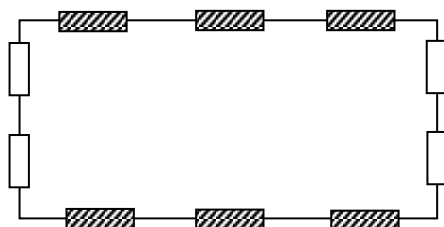
無窓階以外の階の判定は、省令第5条の3によるほか細部については、次により運用する。


1 床面積に対する開口部の割合

省令第5条の3第1項に定める床面積に対する避難上及び消火活動上有効な開口部の割合は、次によること。

(1) 11階以上の階

直径50センチメートル以上の円が内接することができる開口部の面積の合計が当該階の床面積の30分の1を超える階であること。

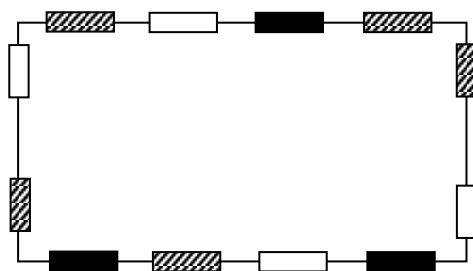



 直径50センチメートル以上の円が内接する開口部


$$\frac{\text{開口部の面積の合計}}{\text{床面積}} > \frac{1}{30}$$

(2) 10階以下の階

前(1)の場合と同様であるが、前(1)の開口部に、直径1メートル以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75センチメートル以上及び1.2メートル以上の開口部（以下「大型開口部」という。）が2以上含まれているものであること。



 直径50センチメートル以上の円が内接する開口部

 大型開口部（開口部は、各々できる限り離れた位置とする。）

$$\frac{\text{開口部} + \text{大型開口部の面積の合計}}{\text{床面積}} > \frac{1}{30}$$

2 開口部の位置

(1) 次の全てに適合する踏み台を設けた場合は、省令第5条の3第2項第1号の「床面から開口部の下端までの高さは1.2メートル以内」のものとして取り扱うことができる。

ア 不燃材料で造られ、かつ、堅固な構造であること。

イ 開口部が設けられている壁面と隙間がなく、床面に固定されていること。

ウ 高さはおおむね30センチメートル以内、奥行きは30センチメートル以上、幅は開口

部の幅以上であること。

エ 踏台の上端から開口部の下端まで1.2メートル以内であること。

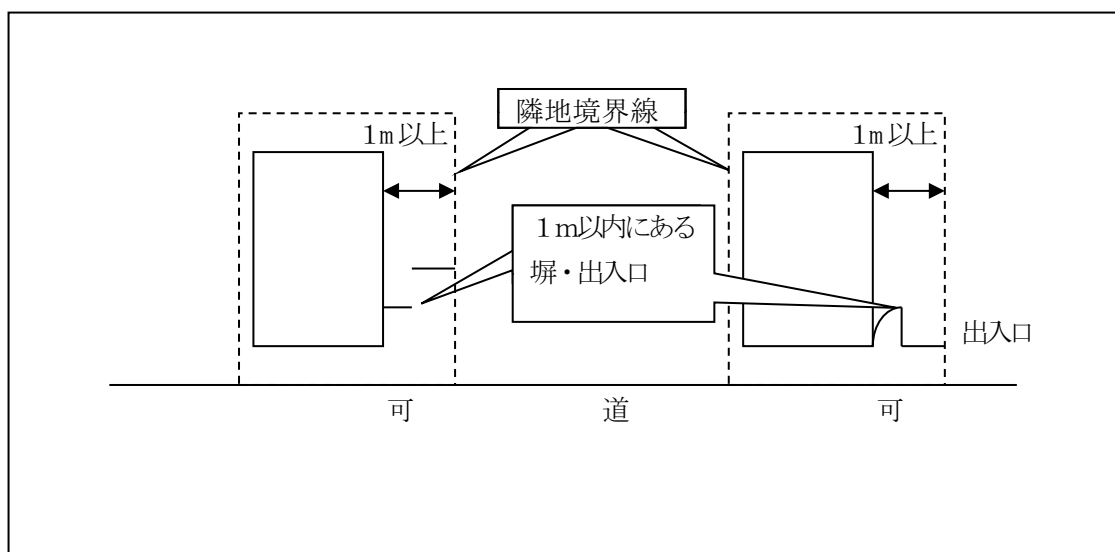
オ 避難上支障のないように設けられていること。

(2) 次に掲げる空地等は、省令第5条の3第2項第2号の「通路その他の空地」として取り扱うことができる。

ア 国又は地方公共団体等の管理する公園で、将来にわたって空地の状態が維持されるもの

イ 道又は道に通じる幅員1メートル以上の通路に通じることができる広場（建築物の屋上、階段状の部分等）で避難及び消火活動が有効にできるもの

ウ 1メートル以内の空地又は通路にある樹木、塀及びその他の工作物で避難及び消火活動に支障がないもの



エ 傾斜地及び河川敷で避難及び消火活動が有効にできるもの

オ 周囲が建物で囲まれている中庭等で当該中庭等から通じる通路等があり、次の全てに適合するもの

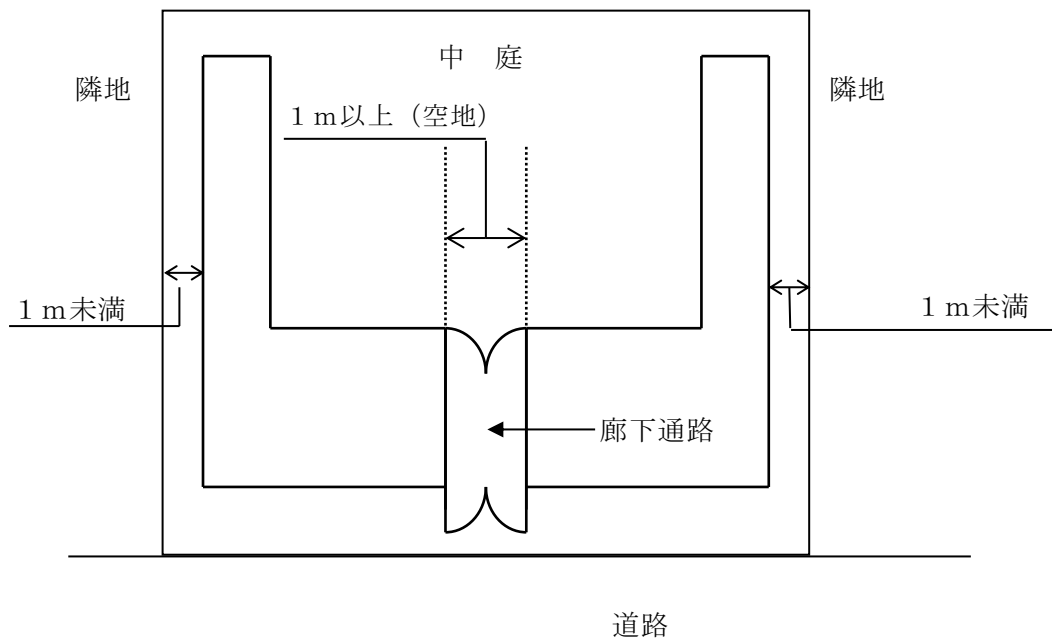
(ア) 中庭から道に通じる出入口の幅員は、1メートル以上であること。

(イ) 中庭から道に通じる部分は、廊下又は通路であること。

(ウ) 中庭から道に通じる部分の歩行距離は、20メートル以下であり、かつ、直接見通しができるものであること。

(エ) 道に面する外壁に2以上の大型開口部があること。

(オ) 道に面する外壁の開口部で必要面積の2分の1以上を確保できること。



3 開口部の構造

(1) 次に掲げる開口部は、省令第5条の3第2項第3号の「内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」として取り扱うことができる。

ア ガラスを使用した開口部（第7-1表参照）

第7-1表 ガラスの種類による無窓階の取扱い

ガラス開口部の種類		開口部の条件	無窓階判定 (省令第5条の3)	
			足場有り	足場無し
A欄 普通板ガラス フロート板ガラス 磨き板ガラス	厚さ 6.0mm 以下	引き違い戸	○	○
		はめ殺し窓	○	○
型板ガラス 熱線吸収板ガラス 熱線反射ガラス	厚さ 6.0mm を超え 10.0mm 以下	引き違い戸	○	×
		はめ殺し窓	○	×
網入板ガラス 線入板ガラス	厚さ 6.8mm 以下	引き違い戸	△	△
		はめ殺し窓	×	×
	厚さ 10.0mm 以下	引き違い戸	△	×
		はめ殺し窓	×	×

第7-1表 ガラスの種類による無窓階の取扱い

ガラス開口部の種類		開口部の条件	無窓階判定 (省令第5条の3)	
			足場有り	足場無し
B欄 強化ガラス 耐熱板ガラス (耐熱強化・ 耐熱結晶化・ 低膨張防火・ 熱強化)	厚さ5.0mm以下	引き違い戸	○	○
		はめ殺し窓	○	○
合わせガラス	フロート板ガラス6mm以下 +中間膜30mil (PVB:ポリビニルブチラール膜(0.76mm厚)) +フロート板ガラス6mm以下	引き違い戸	△	△
		はめ殺し窓	×	×
	フロート板ガラス5mm以下 +中間膜60mil (PVB:ポリビニルブチラール膜(1.52mm厚)) +フロート板ガラス5mm以下	引き違い戸	△	×
		はめ殺し窓	×	×
	網入り板ガラス6.8mm以下 +中間膜30mil (PVB:ポリビニルブチラール膜(0.76mm厚)) +フロート板ガラス5mm以下	引き違い戸	△	△
		はめ殺し窓	×	×
	網入り板ガラス6.8mm以下 +中間膜60mil (PVB:ポリビニルブチラール膜(1.52mm厚)) +フロート板ガラス6mm以下	引き違い戸	△	×
		はめ殺し窓	×	×
フロート板ガラス3mm以下 +中間膜60mil (PVB:ポリビニルブチラール膜(1.52mm厚)) +型板ガラス4mm以下	引き違い戸	△	×	
	はめ殺し窓	×	×	
合わせガラス 倍強度ガラス		引き違い戸	×	×
		はめ殺し窓	×	×
複層ガラス	構成するガラスごとに本表(網入板ガラス及び線入板ガラスは、厚さ6.8mm以下のものに限る。)により評価し、全体の判断を行う。			

凡例 ○・・・全面を開口部として取り扱うことができる。(算定できる全ての開口部)
 △・・・ガラス等を一部破壊し、外部から開放できる部分(引き違い戸の場合おおよそ2分の1の面積で算定する。)を開口部として取り扱うことができる。
 ただし、窓に設置される鍵(補助錠を含む。)は2以下で、別個の鍵を用いたり、暗証番号を入力しなければ解錠できないような特殊な鍵が設置されて

いないものに限る。

×・・・開口部として取り扱うことはできない。

- 備考 1 「足場有り」とは、避難階又は外部バルコニー若しくは屋上広場・庇等で破壊作業のできる足場が設けられているものであること。また、破壊作業ができる足場は、奥行き1メートル以上、広さ2平方メートル以上のものであること。庇の場合、当該場所が200キログラム以上の荷重に耐えられ、かつ、活動できる勾配であること。
- 2 「引き違い戸」とは、片開き、開き戸を含め、通常は部屋内から開放することができ、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるものであること。
- 3 窓用フィルム（ガラス飛散防止、視線制御等）を貼付する等の加工をした場合の開口部については、基材がポリエチレンテレフタレート（PET）製であり、かつ、基材の厚みが100マイクロメートル（0.1ミリメートル）以下であるものにあつては、省令第5条の3第2項第3号に規定する有効な開口部として取り扱うことができるものとする。
- 4 低放射ガラス（通称Low-Eガラス）の薄膜については、基板と同等なものとして取り扱って差し支えないものであること。

イ 防火戸等

（ア）アルミフラッシュドア又はスチールドア

a 鍵部が容易に破壊・開錠可能なもの

b 自動火災報知設備の感知器の作動と連動して開錠でき、かつ、停電時にも開錠できるもの

（イ）屋内から容易に開放でき、かつ、屋外から水圧によって開放・開錠できる装置を備えたもので、送水口が1階にあるもの（シャッター等の水圧開放装置に関する取扱いについて（昭和52年12月19日付け消防予第251号）に適合しているものに限る。以下同じ。）

ウ 軽量シャッターの開口部

（ア）電動式のもの、屋内外から電動により開放できるもの（非常電源付のものに限る。）

（イ）屋外から水圧によって開放・開錠できる装置を備えたもので、開放装置の送水口が1階にあるもの

（ウ）屋外より消防隊が特殊な道具を用いることなく開放できるもので、足場が有るもの（一般消防隊の装備品で開放可能なもの）

（エ）共同住宅の雨戸として設けられたもので、足場が有り、かつ、屋外より消防隊が特殊な道具を用いることなく容易に破壊できると認められるもの

エ 軽量オーバースライダーシャッター

前ウに準ずる。

オ 防火シャッター（重量シャッター）の開口部

（ア）屋内外から電動により開放できるもの（非常電源付のものに限る。）

（イ）屋外から水圧によって開放できる装置を備えたもので、開放装置の送水口が1階にあるもの

(ウ) 屋外から水圧によって開錠できる装置を備えたもので、開錠装置の送水口が1階にあり、手動式のもの

カ 二重窓等

(ア) はめ殺しの窓等で、第7-1表A欄又はB欄に掲げるもの

(イ) 屋外から開放できるガラス入り窓等

(ウ) 避難階に設けられた屋内から手動で開放できる軽量シャッターとガラス入り窓等

キ ハンガードア等（防火戸）は、外側から南京錠等により施錠するもの

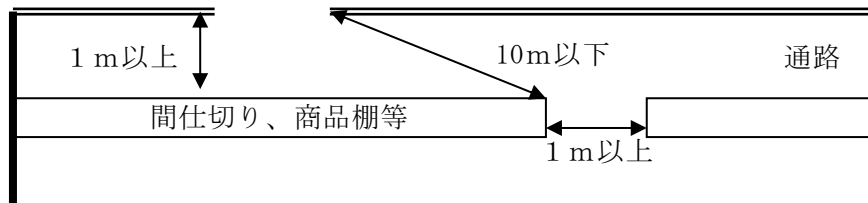
ク 鳩の侵入防止措置でネット等を張った場合の取扱いは、内外から開けられる場合で、開口面積が基準以上のもの

ケ 開口部と間仕切り壁等の間に通路を設け、間仕切り壁等に出入口を有効に設けたもので、次の全てに適合するものは、省令第5条の3第2項第4号に規定する「開口のため常時良好な状態」として取り扱うことができる。

(ア) 通路は、通行又は運搬のみに供され、かつ、可燃物等が存置されていないこと等常時通行に支障ないこと。

(イ) 通路及び間仕切り壁等の出入口の幅員は、おおむね1メートル以上、高さは1.8メートル以上として、下端は床面から15センチメートル以下であること（この場合、通路の幅員が場所により異なる場合はその最小のものとする。）。

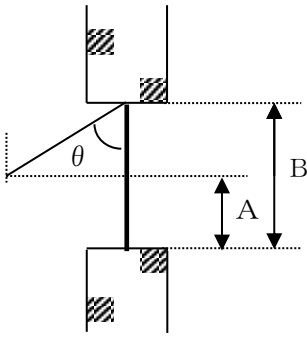
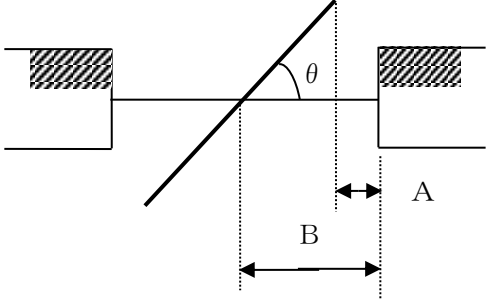
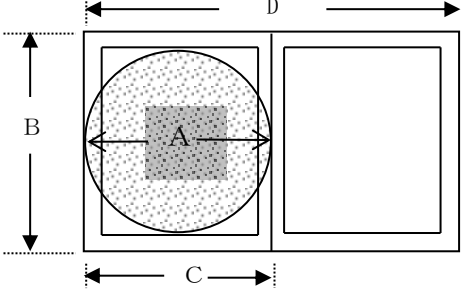
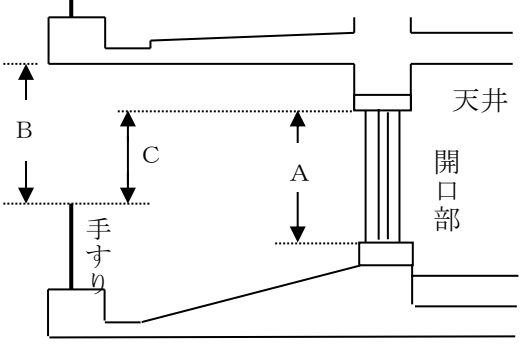
(ウ) 間仕切り壁等の出入口と外壁の当該開口部との歩行距離は、おおむね10メートル以下であること。



コ 開口部の周辺に広告物、看板、日除け、雨除け等を設けたもので、避難及び消防隊の進入に支障ないもの

サ 開口部の有効寸法の算定は、開口部の形式等により第7-2表により判断することであること。

第7-2表 窓等の開口部の面積算定

	型 式	判 断
突出し窓	 <p>(注) θ は最大開口角度 (0度~90度)</p>	<p>Aの部分とする。</p> <p>(注) $A = B (1 - \cos\theta)$</p>
回転窓	 <p>(注) θ は最大開口角度 (0度~90度)</p>	<p>Aの部分とする。</p> <p>(注) $A = B (1 - \cos\theta)$</p>
引き違い窓 (上げ下げ窓を含む)	 <p>(注) 1 A 及び $C = \frac{1}{2}D$ 2 A は、50cm の円の内接又は1m の円の内接</p>	<p>A又は$B \times C$とする。</p> <p>なお、次による寸法の場合は、50cm以上の円が内接するものと同等以上として取り扱うことができる。</p> <p>$B = 1.0m(0.65m)$以上 $C = 0.45m(0.4m)$以上</p> <p>(注) () 内は、バルコニー等がある場合</p>
外壁面にバルコニー等がある場合		<p>Aの部分とする。</p> <p>なお、Bは1m以上で手すりの高さは、床面から1.2m以下とする。</p> <p>(注) バルコニーの幅員はおおむね60cm 以上の場合に限る。これによりがたい場合はCを開口寸法とする。</p>

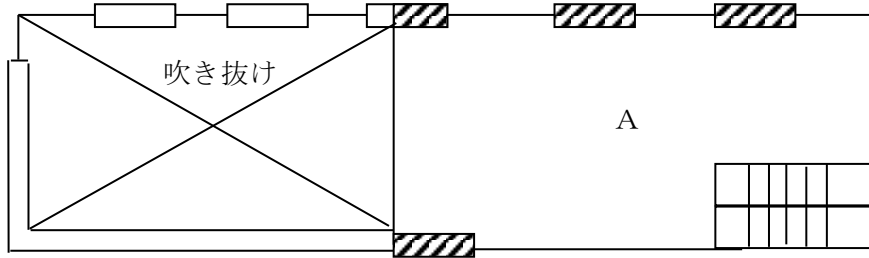
4 その他

(1) 吹き抜けのある場合の床面積及び開口部の取扱いは、次によるものとする。


参照)

ア 床面積の算定は、当該階の床が存する部分とする。

イ 開口部の面積の算定は、床が存する部分の外壁開口部の合計とする。



A・・・床面積を算定する部分

・・・開口部の面積を算定する部分

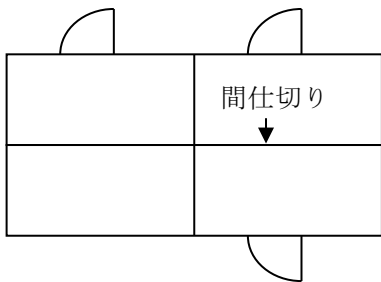
(2) 複数棟が渡り廊下等で接続され、消防用設備等の設置単位が同一棟となる場合は次による。

4F		
3F		3F
2F		2F
1F	渡り	1F

ア 渡り廊下で接続された階は、各棟の階を合算した形で開口部算定を行う。

イ 渡り廊下で接続されていない階は、それぞれの棟の階ごとに開口部算定を行う。この結果、それぞれの棟の階ごとの判定が異なったときは、実態により判定する。

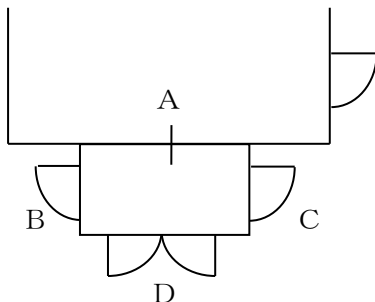
(3) 一部の階が仕切り壁等により、多区画（行き来できない）となる場合は次による。



ア 階全体で開口部算定を行う（令8区画に該当する場合は当該区画ごとに開口部算定を行う。）。

イ 階全体で無窓階以外の階と判定された場合は、各区画ごとに無窓階以外の階の要件を満たすか、各区画間に連絡通路、扉を設けることが望ましい。◆

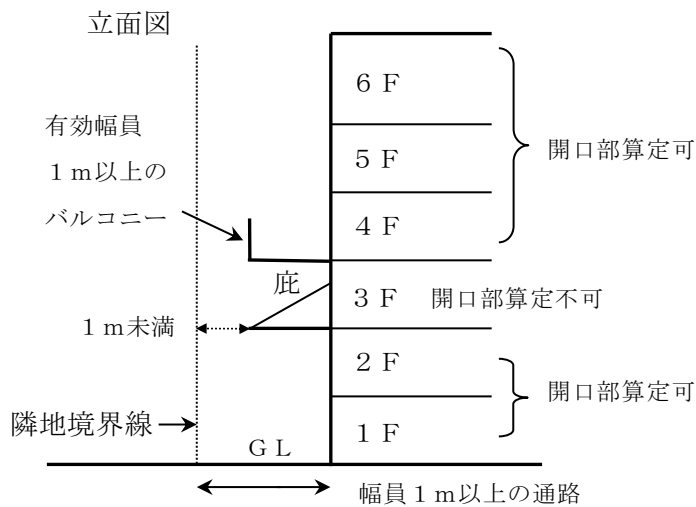
(4) 突き出た風除け室がある場合の開口部算定は次による。◆



ア AとB+C+Dの有効開口面積を比較し、面積の少ない方で開口部算定を行う。

なお、Aで開口部算定する場合の階の床面積は、風除け室の面積を除く面積として差し支えない。

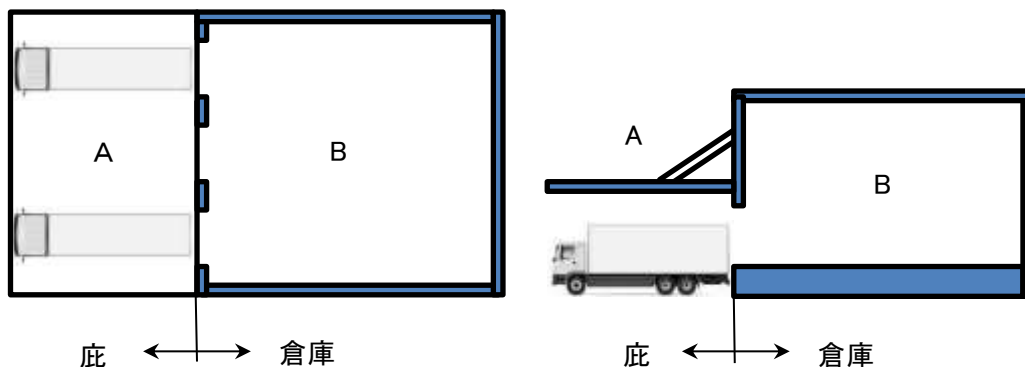
(5) バルコニー等の突起物により隣地境界からの有効幅員が確保できない場合は次による。



ア 突起物より下階（1、2 F）の開口部は算定可とする。

イ 突起部分がバルコニー等で、その有効幅員が 1メートル以上で、かつ、当該バルコニー等が、道路又は道路に通じる敷地等に面していれば、突起物より上階（4 F～6 F）の開口部は算定可とする。

(6) 底下等で床面積に算定されている部分が存する防火対象物については、無窓階判定をする上では当該部分を外部空間として取り扱い、次の図の B の床面積で無窓階判定をすること。◆



(7) 防火対象物の一部に危険物施設が存する場合の無窓階判定については、危険物施設を含む階全体で判定すること。

(8) バルコニーの手すりの高さが 1.2 メートル超となる場合において、内側に踏み台を設けることにより 1.2 メートル以下とする場合については、前 2 (1) を準用すること。ただし、同 (1) ウに規定する幅については、0.75 メートル以上として差し支えないものであること。